

実施要領

「遺伝学的検査」（以下「本検査」という。）について、委託者からの依頼により、国立大学法人滋賀医科大学（以下「受託者」という。）が受託し、下記のとおり実施する。

記

1. 本検査については、内科学講座（循環器内科）が実施する。
2. 委託者は本検査を依頼するとき、受託者が別途指示する依頼書を提出する。
3. 受託者は、教育研究に資するため、委託者から検査の依頼があったときは、業務に支障のない限り、これを受託するものとする。
4. 本検査の種別、検査受託料は、以下のとおりとする。

(1) L Q T S 遺伝学的検査	1 件につき 81,480 円（税込）
(2) H C M 遺伝学的検査	1 件につき 50,926 円（税込）
(3) その他の遺伝学的検査	1 件につき 40,740 円（税込）

ただし、診療報酬改定等により、検査受託料に変更が生じる場合がある。
5. 受託者は、毎月末日までに検査を行った件数と金額（以下「検査費用」という。）を翌月末日までに取りまとめ、請求書を発行するものとする。
6. 委託者は、請求書を受領してから30日以内、または委託者の施設規程に基づき納付する。
7. 委託者は、受託者から再度試料の提出を求められたときは、速やかに受託者に提出することとし、それにより実施した場合の検査受託料は、受託者は委託者に求めないこととする。
8. 受託者は、本検査により知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律、その他個人情報保護に関する法令等を遵守するものとする。
9. 受託者は、本実施要領に基づく権利及び義務を第三者に譲渡もしくは引き受けさせてはならない。
10. 本実施要領に記載のないことについては、その都度、委託者と受託者で協議の上、決定する。